

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成27年9月6日 08時00分ごろ
発生場所	明石海峡大橋付近 江崎灯台から真方位051° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 37.4′ 東経135° 01.1′）
事故の概要	貨物船第五佐賀丸は、北西進中、機関室に浸水した。 第五佐賀丸は、主機逆転減速機等に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月19日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第五佐賀丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	133479、佐賀汽船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	主機逆転減速機等に濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 3、視程 約2M 海象：波高 約0.5～1.0m、潮流 東流約2～4ノット
事故の経過	<p>船長及び機関長は、操舵室の主機警報装置が鳴ったので、機関室へ確認に行ったところ、機関室の床付近まで浸水し、主機のフライホイールが海水を巻き上げ、フライホイールのそばにあった主機の監視盤に海水が掛かっていたのを認めた。</p> <p>船長及び機関長は、機関室内を点検したところ、船尾管の注水用海水管において、船尾管から約2m主機冷却海水ポンプ寄りにあるフランジ部（以下「本件フランジ部」という。）の隙間から漏水していることを認め、同海水ポンプを止めたところ、漏水がほとんど止まった。</p> <p>本船は、船舶所有者が依頼した修理業者の点検により、本件フランジ部のボルトが緩んでおり、逆転減速機等に海水が浸入していたことが確認された。</p> <p>船尾管の注水用海水管は、前回ドック整備時、一部が腐食により新替えされた。</p>
分析	<p>本船は、本件フランジ部のボルトが緩んでいたことから、本件フランジ部から漏水して機関室が浸水したものと考えられる。</p> <p>本件フランジ部のボルトは、前回のドック整備時に船尾管の注水用海水管の一部が新替えされた後、振動により緩んだ可能性があると考えられる。</p>

原因	本事故は、本件フランジ部のボルトが緩んでいたため、本件フランジ部から漏水して機関室が浸水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 海水管の整備実施後は、フランジ部のボルトの締付け及び漏水の有無の確認を行うこと。